

青本：論文解析 教材

青本の必要な知識が抽出されている論文リーダー



「論文リーダー」とは？

◆「青本を読む」と一口にいっても、大変難しい作業です。何故なら、青本は逐条単位でタイトルも何もないものが、そのまま字面として記載されているにすぎないからです。闇雲に読んでいても時間を浪費するだけです。しかも、現在の青本は改正事項が多く盛り込まれており、本来の根幹事項が薄くなっています。そのため、独学で行間を読み取ることが難しくなっています。

◆私が制作した、論文リーダーは、青本の行間に隠れている根幹を、【問題】【解答】【趣旨】【論点】【規範】【判例】といった具合に項目を整理してあります。

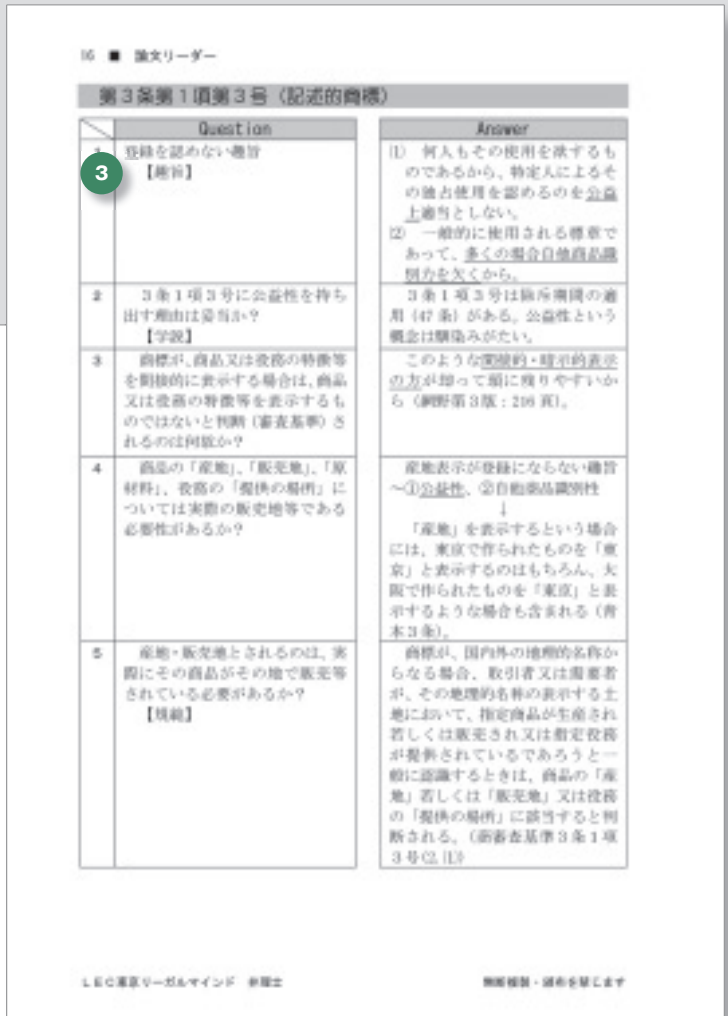
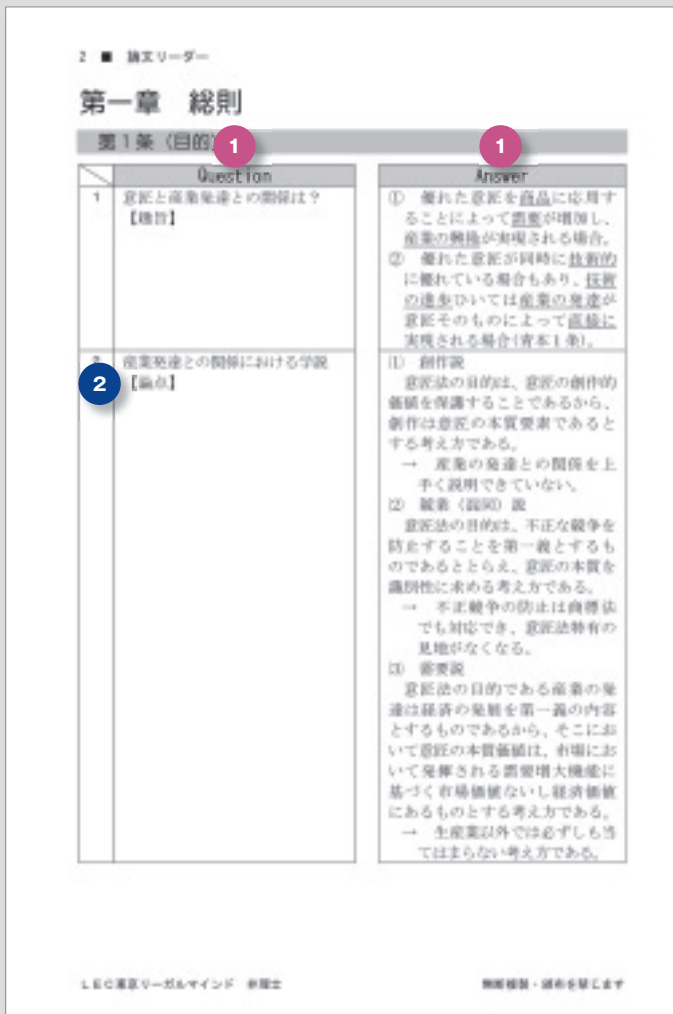
1 Question

論文試験に必要な事項を問いの形式で掲載しています。テキストを漫然と読み進めるよりも、具体的な問答の形式で学ぶことにより、『分かる・分からない』が分かる主体的な学習が可能になります。

Answer

質問に対して端的な解答・解説を掲載しています。細切れの時間でも論文対策が可能です。

講座案内／青本・論文解析



2 論点

条文から一義的に導き出せないような論点については、しっかり理解できるよう解説しています。

3 趣旨

論文式試験の一行問題対策として避けては通れない趣旨対策は、青本をもとにした解答を読み込むことで正確な理解が可能になります。



text

出題された論点が一目でわかる パワーポイント

論文試験で問われる論点を明確に表示。合わせて、関連する過去問を明示し、どのように論点が反映されているか見ていきます。

問題番号	問題内容	解答
4	上記の最高裁判例は？ 【OSAKA 事件】 昭和60(行ツ)68 【判例】	商標登録出願に係る商標が商標法3条1項3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもつて足りるというべきである。
7	種み出し標のような著名な標の名前は3条1項3号か？ 3号は「産地」「販売地」と規定され、商品の中間製造の加工地等は規定がないので問題となるか？	(1) 3条1項3号ではなく6号で処理 → 3条2項の教訓は不可となる。 (2) 3条1項3号で処理 → 3号は既述の表示の例示、加工地等も含まれる。また3条2項の適用の可否で生産地等と差異を設ける理由が不明(網野3版221頁参照)。
5	立体商標に特殊な形状を施した場合の取り扱いは？ 【規範】	商品の包装の形表又は役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないで認識されるにすぎない商標は本号に該当するものとされ、登録されない(青本3条)。
6	上記について触れた裁判例は？ 平成18年(行ケ)第40号 【判例】	商品の立体的形状は、本来、その機能を効果的に発揮させる、あるいは優れた美感を消費者に与える、上の目的で選択されるものであって、商品の出荷を表示し、自他商品を識別する標識として選択されるものではなく、これに換する需要者も、そのように理解し、商品の出荷を表示するために選択されたものであるとは理解しないのが一般であるというべ

4 判例
重要な判例、理解しておくべき判例についても、問答形式で掲載していますので、効率よくポイントを押さえることができます。

5 規範
重要な規範については、問答形式で示すことでより深い理解を促し、論文答案を書く上で必要な力を身につけます。

6 青本の掲載箇所
青本に掲載されている箇所が条文番号で表示されているので、青本の該当箇所にすぐにとりつけます。条文番号で記載されているのでどの版でも対応可能。

項目番号
単元ごとに番号を記載。講義中は、講師がこの番号を読みあげて講義するので、音声データでも該当箇所を見失いません。

法目的

- 1 究極目的は産業の発達
- 2 産業発達を達成する具体的手段
 - ◆ 保護 → 実体的保護 + 手続的保護
 - ◆ 利用 → 実施上の利用 + 文献上の利用
- 3 その調和 (短答・論文共に考える)
 - ◆ その視点を記載する論文の論点

保護と利用の調和を問題とした論点の考え方

- 1 均等論
 - ◆ 文章侵害 ◆ 何故均等侵害があるのか
- 2 均等侵害の論点
- 3 間接侵害の説
 - ◆ 独立説 ◆ 従属説

独立説と従属説の関係

- ◆ 独立説
条文の規定
知的財産は強い。厚い保護が必要。
- ◆ 従属説
保護と利用のバランス (間接侵害は保護の拡張)
利害衝突の概念性
- ◆ 高次の問題点 (政策的見解)

平成18年本試験

甲の出願について、補正がされず、特許権の設定の登録がされた。そして、甲は「駆動機構Aを備える玩具」の製造、販売を企図した丙の求めに応じて、その特許権について範囲を全部とする専有実施権を丙に許諾するとともに、駆動機構Aの製造及び丙への販売を開始し、丙は、甲から購入した駆動機構Aを用いて「駆動機構Aを備える玩具」の製造、販売を開始した。

その後、甲は、丁との間で、その特許権について範囲を全部とする専有実施権を設定する契約を結んだ。

丁は、どのような場合に、この専有実施権に基づいて、甲による行為及び丙による行為をそれぞれ差止めることが可能か。

なお、上記以外の特許権、専有実施権及び通常実施権を考慮する必要はない。

【出典は通常実施権の登録制度があった時代の規定。当時の規定、現在の規定はどちらか】

講座案内 / 青本・論文解析